

第126回 定時株主総会 招集ご通知

■ 目 次

第126回定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	1
事業報告	3
計算書類	24
監査報告書	36
株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	40
第2号議案 取締役2名選任の件	41
第3号議案 監査役1名選任の件	43
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	44
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	45

開催日時

平成30年3月28日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号
トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室

書 面 に よ る 議決権行使期限

平成30年3月27日（火曜日）
午後5時30分まで



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551
平成30年3月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 高 木 正一郎

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル
当社本社 10階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第126期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.torii.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、後発医薬品の使用促進策等の医療費適正化に向けた医療制度改革の推進により、大変厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社におきましては、重点領域である「レミッチ（透析患者における経口そう痒症改善剤）」「リオナ錠（高リン血症治療剤）」を中心とする腎・透析領域、「デシコビ配合錠（抗HIV薬）」「ゲンボイヤ配合錠（抗HIV薬）」を中心とするHIV感染症領域、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」を中心とする皮膚疾患領域、「シダトレン スギ花粉舌下液（アレルギー免疫療法薬）」を中心とするアレルギー領域において、主力製品の価値最大化及び新製品の早期市場浸透・拡大に注力してまいりました。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりです。

区 分	第125期 平成28年度	第126期 平成29年度 (当事業年度)	増 減 額	増 減 率
売 上 高 (百万円)	60,206	64,135	3,928	6.5%
営 業 利 益 (百万円)	3,819	6,281	2,462	64.5%
経 常 利 益 (百万円)	3,999	6,403	2,403	60.1%
当 期 純 利 益 (百万円)	2,839	4,718	1,878	66.1%

(売上高)

売上高は、主力製品の価値最大化及び新製品の早期市場浸透・拡大に取り組んだ結果、販売数量が伸長し64,135百万円と前事業年度に比べ3,928百万円（6.5%）増加しました。

各重点領域における主要な製品・商品の販売状況につきましては、以下のとおりです。

- ・腎・透析領域におきましては、「レミッチ」及び「リオナ錠」が平成28年4月に実施された薬価改定において市場拡大再算定の影響を受けたものの、「リオナ錠」は市場浸透・拡大に注力したことにより6,245百万円と前事業年度に比べ611百万円（10.9%）、「レミッチ」は販売数量の伸長により13,838百万円と前事業年度に比べ192百万円（1.4%）それぞれ増加しました。なお、「レミッチ」につきましては、平成29年6月からカプセル剤に加え、新たな剤形として口腔内崩壊錠の販売を開始しております。
- ・皮膚疾患領域におきましては、「アンテベート」が6,282百万円と前事業年度に比べ4百万円（0.1%）増加しました。
- ・アレルギー領域におきましては、アレルギー免疫療法の普及に注力したことにより「シダトレン スギ花粉舌下液」が1,295百万円と前事業年度に比べ358百万円（38.2%）増加しました。
- ・HIV感染症領域におきましては、「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」が3,941百万円と前事業年度に比べ8,813百万円（69.1%）減少しましたが、平成29年1月から販売を開始した後継品の「デシコビ配合錠」は9,218百万円となりました。また、「スタリビルド配合錠（抗HIV薬）」が148百万円と前事業年度に比べ2,222百万円（93.7%）減少しましたが、平成28年7月から販売を開始した後継品の「ゲンボイヤ配合錠」は6,325百万円と前事業年度に比べ4,459百万円（239.0%）増加しました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は販売数量が伸長したことや販売品目の構成が変化したこと等により31,293百万円と前事業年度に比べ1,006百万円（3.3%）増加し、販売費及び一般管理費は新製品の早期市場浸透に向けた販売費が増加したこと等により26,559百万円と前事業年度に比べ459百万円（1.8%）増加しました。

(営業利益、経常利益、当期純利益)

以上の結果、営業利益は6,281百万円と前事業年度に比べ2,462百万円（64.5%）増加し、経常利益は6,403百万円と前事業年度に比べ2,403百万円（60.1%）増加しました。当期純利益につきましては、4,718百万円と前事業年度に比べ1,878百万円（66.1%）増加しました。

(2) 研究開発活動

当社は、親会社である日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）と医薬事業の研究開発に係る機能分担を行っております。新規化合物の研究開発機能はJTに集中しておりますが、当社においては、既存製品の剤形改良や効能追加、得意とする領域における研究開発を実施しております。また、JTと連携して新規導入品の探索及び共同開発も実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は4,608百万円です。

なお、導入活動・研究（共同）開発活動の主な成果につきましては、以下のとおりです。

(腎・透析領域)

- ・東レ株式会社（以下、「東レ」）が製造販売承認を取得し、当社が日本国内において販売中の「レミッチ」（提携：JT）につきまして、東レは、平成29年3月に新たな剤形として口腔内崩壊錠の製造販売承認を取得しました。また、東レは、平成29年9月に「腹膜透析患者におけるそう痒症の改善（既存治療で効果不十分な場合に限る）」を適応症とした効能追加に係る製造販売承認事項一部変更承認を取得しました。
- ・JTが日本国内で臨床開発を実施しているHIF-PH阻害薬「JTZ-951」の腎性貧血を適応症とする経口剤につきまして、平成29年10月に日本国内における今後の共同開発及び販売に関する契約を締結し、その後国内第Ⅲ相臨床試験を開始しております。本剤の開発についてはJTと当社が行い、販売については当社が行うことになります。

(皮膚疾患領域)

- ・JTと日本国内における共同開発を実施しているJAK阻害剤「JTE-052」の皮膚外用製剤につきまして、成人患者を対象とした国内第Ⅲ相臨床試験及び小児患者を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験を実施しております。なお、平成30年1月に国内第Ⅲ相臨床試験のうち、比較試験の速報結果を得ました。今回得られた速報結果では、有効性の主要評価項目について、プラセボに対するJTE-052軟膏の優越性が確認され、安全性及び忍容性に関しても、特に大きな問題は認められませんでした。
- ・Menlo Therapeutics社と日本国内における独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結し、当社とJTで共同開発を進めているニューロキニン1（NK-1）受容体アンタゴニスト（国際一般名：serlopitant）（開発番号：JTS-661）につきまして、国内第Ⅰ相臨床試験及び国内第Ⅱ相臨床試験を開始しております。

(アレルギー領域)

- ・当社が日本国内において販売中の「ミティキュア ダニ舌下錠（アレルギー免疫療法薬）」（開発番号：TO-203）につきまして、平成29年3月に小児適応追加に係る承認事項一部変更承認申請を行いました。
- ・スギ花粉症に対するアレルギー免疫療法薬「シダキュア スギ花粉舌下錠」（開発番号：TO-206）につきまして、平成29年9月に日本国内における製造販売承認を取得しました。なお、本剤につきましては、平成29年11月の薬価収載を見送ることとしましたが、次回の薬価収載及び円滑な上市に向けた努力を続けてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で931百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は714百万円であり、主な内容は生産能力の維持向上を目的とする製造設備への投資です。また、無形固定資産に係る投資は217百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資です。

(4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社の企業ミッションは「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことです。

お客様、株主、社会、社員に対する責任とは、高品質の事業活動によって生み出される資金を循環／拡大することを通じて、お客様、株主、社会、社員の四者に対する責任をバランス良く果たし、満足の総和を高めていくことであると考えます。

お客様に対しては、より良い薬、正しい情報を医療関係者を通じて患者様に提供することにより、人々のQOL（Quality Of Life）向上に貢献するように努めます。

株主に対しては、適時適切に会社情報を開示するとともに、適正な利潤の還元と企業価値の増大を図るように努めます。

社会に対しては、高度な倫理観を保持し、社会要請に応じた事業活動を通じて、より良き企業市民となるように努めます。

社員に対しては、個々人を尊重し、成長の機会を均等に与え、公正な評価に基づく処遇を推進することにより、働きがいを実感できるように努めます。

② 中期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社は、「中期経営計画2018」の対象である平成30年度までの3ヶ年において、持続的な事業成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、4つの重点領域（「腎・透析領域」「皮膚疾患領域」「アレルギー領域」「HIV感染症領域」）に経営資源を集中させ、以下の重要課題に取り組んでおりますが、平成30年4月から実施される薬価制度の抜本改革を踏まえ、厳しさを増す事業環境の変化に対応すべく、更に取り組みを加速・強化してまいります。

- ・中長期的な成長に向けた積極的な事業投資の実施
- ・各重点領域における主力製品の価値最大化・開発の推進
- ・持続的成長に向けた事業体質の改善・強化
- ・ステークホルダーからの信頼の獲得・維持

ア. 基本方針・戦略

a. 中長期的な成長に向けた積極的な事業投資の実施

探索・導入活動をより一層強化・推進し、将来の主力製品となり得る導入品（提携等を含む）の獲得及び開発を目指します。

b. 各重点領域における主力製品の価値最大化・開発の推進

新製品の市場浸透・拡大に注力するとともに、ライフサイクルマネジメント（適応拡大、剤形追加等）の取り組みを推進することにより、各重点領域における主力製品の製品価値最大化を図ります。また、既に獲得した導入品につき、JTとの日本国内における共同開発を積極的に推進し、早期の上市及び上市後の価値最大化を目指します。

（腎・透析領域）

- ・「リオナ錠」について、市場浸透・拡大に注力するとともに、鉄欠乏性貧血の適応拡大に向けた臨床試験を推進します。当初目標としていた平成30年度売上高100億円は未達となる見通しですが、「レミッチ」に続く主力製品とすべく、引き続き育成に注力します。
- ・後発品の発売が想定される「レミッチ」について、平成29年に発売した口腔内崩壊錠や、効能追加の承認を取得した「腹膜透析患者におけるそう痒症の改善（既存治療で効果不十分な場合に限る）」において市場浸透に注力する等、既存製品の売上高の最大化を図ります。
- ・JTと共同開発中のHIF-PH阻害薬「JTZ-951」（腎性貧血を適応症とする経口剤）について臨床試験を推進します。

（皮膚疾患領域）

- ・「トルツ（乾癬治療薬）」のコ・プロモーション活動に注力するとともに、皮膚疾患領域における当社プレゼンスの維持・強化を図ります。
- ・「アンテベート」をはじめとする既存製品について、ライフサイクルマネジメントに注力することにより、製品価値の維持・向上を図ります。
- ・JTと共同開発中のJAK阻害剤「JTE-052」（アトピー性皮膚炎治療の皮膚外用製剤）について、第Ⅲ相臨床試験の成績等をもとに、日本国内における製造販売承認申請を目指します。
- ・Menlo Therapeutics社から導入し、JTと共同開発中のニューロキニン1（NK-1）受容体アンタゴニスト（国際一般名：serlopitant）（開発番号：JTS-661）について臨床試験を推進します。

(アレルギー領域)

- ・アレルギー事業基盤の確立を図るため、アレルギー免疫療法の普及に取り組むとともに、「シダトレン スギ花粉舌下液」「ミティキュア ダニ舌下錠」の市場浸透・拡大に注力します。
- ・当初目標としていた、領域での平成30年度売上高50億円は未達となる見通しですが、国内製造販売承認を取得したスギ花粉症に対するアレルギー免疫療法薬「シダキュア スギ花粉舌下錠」（開発番号：TO-206）の円滑な上市、「ミティキュア ダニ舌下錠」の小児適応に係る承認取得を通じて、領域としての育成を図ります。

(HIV感染症領域)

- ・「スタリビルド配合錠」及び「ツルバダ配合錠」の後継品である、「tenofovir alafenamide」を含む新規抗HIV薬2品目（「ゲンボイヤ配合錠」「デシコビ配合錠」）の更なる市場浸透・拡大に注力することにより、HIV感染症領域における当社シェアの維持・拡大を図ります。

c. 持続的成長に向けた事業体質の改善・強化

- ・一定水準の利益を確保しつつ、成長のための事業投資を継続的に実施するため、収益性改善に向けた意識改革に取り組むとともに、激変する事業環境を踏まえた、より高い生産性の追求・事業プロセスの構築に努めます。
- ・導入品（提携等を含む）の獲得等、将来の持続的成長のための事業投資を積極的・継続的に実施できる組織体制・能力の充実・強化を図るとともに、組織間連携の更なる強化、JTをはじめとする社外との連携・協業をより一層推進します。

d. ステークホルダーからの信頼の獲得・維持

- ・安定供給体制・品質保証体制の強化を継続的に図るほか、医療関係者や患者様のニーズを踏まえた適切で有用な情報提供と課題解決に努めるとともに、コンプライアンスのより一層の徹底を図ります。また、コーポレートガバナンスの充実・強化につきましても適切に取り組めます。

イ. 経営目標

「中期経営計画2018」（平成28年2月に策定・公表）において、平成30年度の経営目標を、売上高620億円、営業利益（研究開発費控除前）80億円と掲げておりました。一方、平成30年度の業績予想は、売上高607億円、営業利益（研究開発費控除前）82億円となっております。売上高の差異につきましては、製品構成における見込みの違いはあるものの、主として中期経営計画策定時点で想定していなかった薬価制度の抜本改革の影響によるものです。

ウ. 配当

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

今後とも、上記基本方針の下、経営体質の強化や将来の事業展開等を目的とした中長期的な視野に立った投資等に備えることも勘案したうえで、継続的かつ安定的な配当に努めてまいります。

「中期経営計画2018」の3ヶ年における配当については1株当たり年間48円の維持に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第123期 平成26年度	第124期 平成27年度	第125期 平成28年度	第126期 平成29年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	43,504	62,378	60,206	64,135
当 期 純 利 益 (百万円)	2,419	3,527	2,839	4,718
1 株当たり当期純利益(円)	85.50	124.65	100.41	168.22
総 資 産 (百万円)	92,550	98,868	98,525	104,741
純 資 産 (百万円)	80,225	82,826	83,556	87,119
1 株当たり純資産額(円)	2,834.82	2,926.81	2,978.80	3,105.68

(注) 第123期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はJTです。JTは当社の株式15,398.8千株（議決権比率54.9%）を保有しております。

なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社は、JTと医薬事業に関し機能分担を行っており、新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、製造・販売機能は当社が担っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社との間の取引に関する事項

親会社との主な取引として医薬品の仕入等があります。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件により行っており、品目毎に契約を締結しております。なお、当該契約は、環境の変化に応じて適宜適切にこれを見直しております。

また、金銭の貸借等につきましては、金利・手数料等を勘案のうえ有利な取引先の一つとして、当社独自の判断で活用しております。

なお、親会社との重要な取引に係る決定を行う場合には、必要に応じて外部の有識者から見解を入手したうえ、親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講ずることとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

(8) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

医薬品の製造，販売

(9) 主要な事業所（平成29年12月31日現在）

本	店	東京都中央区
支	店	札幌支店（札幌市），仙台支店（仙台市），北関東支店（高崎市），南関東支店（さいたま市），東京支店（東京都新宿区），横浜支店（横浜市），名古屋支店（名古屋市），京都支店（京都市），大阪支店（大阪市），神戸支店（神戸市），高松支店（高松市），広島支店（広島市），福岡支店（福岡市），南九州支店（熊本市）
工	場	千葉県佐倉市
研 究 所		千葉県佐倉市

(10) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
1,074名	15名増

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

(11) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株(自己株式751,603株を含む)
- (3) 株主数 4,632名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	15,398,800株	54.90%
立 花 証 券 株 式 会 社	1,306,400株	4.65%
イ ー シ ー エ ム エ ム エ フ	997,100株	3.55%
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	529,425株	1.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	517,300株	1.84%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	340,800株	1.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	334,100株	1.19%
鳥 居 薬 品 従 業 員 持 株 会	321,603株	1.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	238,300株	0.84%
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 1 0 3	227,471株	0.81%

- (注) 1. 当社は、自己株式を751,603株保有しておりますが、上表には含めておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（28,048,397株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	鳥居薬品株式会社 第1回新株予約権
決議年月日	平成28年3月24日
新株予約権の数	205個
保有人数	当社取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 20,500株 (新株予約権1個当たり当社の普通株式100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 42,770円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 273,600円 株式1株当たり 2,736円
新株予約権の行使期間	平成30年4月9日～平成33年4月8日

(注) 上記のうち取締役1名が保有する新株予約権は、取締役就任前に交付されたものです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
高 木 正 一 郎	代表取締役社長	
田 村 明 彦	常 務 取 締 役	医薬営業グループ担当
梅 田 高 弘	常 務 取 締 役	企画・支援グループリーダー
假 屋 ゆ う 子	取 締 役	信頼性保証グループリーダー
角 南 正 記	取 締 役	生産グループリーダー
掛 江 敦 之	取 締 役	開発グループリーダー (兼) ビジネスディベロップメント部長 (兼) メディカルアフェアーズ部長
藤 原 勝 伸	取 締 役	医薬営業グループリーダー (兼) プロダクトマネジメント部長
松 田 剛 一	取 締 役	医薬営業副グループリーダー (兼) 営業企画部長
鳥 養 雅 夫	取 締 役	弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー） 株式会社ツクイ社外取締役（監査等委員）
會 澤 恒	取 締 役	公認会計士（公認会計士會澤事務所代表） 税理士（會澤恒税理士事務所代表）
古 谷 幸 友	常 勤 監 査 役	
八 ツ 本 泰 之	常 勤 監 査 役	
福 岡 敏 夫	監 査 役	税理士（福岡敏夫税理士事務所代表） 富士古河 E & C 株式会社社外監査役
出 雲 栄 一	監 査 役	公認会計士（出雲公認会計士事務所代表） 株式会社ベネッセホールディングス社外監査役 株式会社インテージホールディングス社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫及び會澤恒は、社外取締役です。
2. 監査役 福岡敏夫及び出雲栄一は、社外監査役です。
3. 監査役 福岡敏夫は、税理士の資格を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役 出雲栄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 取締役 鳥養雅夫及び會澤恒並びに監査役 福岡敏夫及び出雲栄一は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 鳥養雅夫及び會澤恒並びに監査役 古谷幸友、ハツ本泰之、福岡敏夫及び出雲栄一との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額です。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役会は、取締役の報酬について、以下の方針・手続に従い決定しております。

- ・代表取締役は、年1回、取締役の報酬制度、水準、個人別の報酬額等に関して独立社外取締役に報告する。
- ・業務執行取締役の報酬は、役位別に月額報酬と賞与で構成する。賞与は、個人評価に連動する部分と、業績に連動する部分で構成する。中長期のインセンティブとして、月額報酬のうちの一定額を役員持株会に拠出し、株価の変動に応じて改定することとする。さらに、業務執行取締役はストック・オプション制度の対象とする。他方、非業務執行取締役の報酬は、役位別の月額報酬のみとする。

また、監査役の報酬は、常勤・非常勤別に月額報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、以下のとおりです。

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞 与	
取 締 役 (うち社外取締役)	259 (24)	202 (24)	4 (一)	52 (一)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	67 (21)	67 (21)	— (一)	— (一)	4 (2)
計	327	269	4	52	15

- (注) 1. 平成19年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、取締役の賞与を含めた報酬額は年額300百万円以内、監査役の報酬額は年額72百万円以内となっております。また、これとは別枠で、平成28年3月24日開催の第124回定時株主総会での決議により、取締役（非業務執行取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額は年額10百万円以内となっております。
2. 上記ストック・オプションの額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。
3. 対象となる役員の員数には、平成29年3月24日開催の第125回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。なお、平成29年12月31日現在の取締役の人数は10名であり、監査役の人数は4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
記載すべきものではありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべきものではありません。

③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	鳥 養 雅 夫	当事業年度の取締役会には、14回中13回出席し、主に弁護士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役	會 澤 恒	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、主に国税職員、公認会計士及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	福 岡 敏 夫	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に国税職員及び税理士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	出 雲 栄 一	当事業年度の取締役会には、14回中14回出席し、また、監査役会には、15回中15回出席し、主に公認会計士として培ってきた知識・経験に基づき、適宜発言を行っております。

④ 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
記載すべきものではありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 37百万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社におけるコーポレートガバナンスとは、企業ミッションである「世界に通用する医薬品を通じて、お客様、株主、社会、社員に対する責任を果たすとともに、人々の健康に貢献する」ことの遂行に向け、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実行するための仕組みのことであり、コーポレートガバナンスの充実が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、この考え方にに基づき、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、内部統制システムの構築に関する基本方針の運用・整備に努めるものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス体制>

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、その実効性を高めるため、コンプライアンス体制に関する規則を整備し、取締役会に直結する機関として、取締役及びグループリーダーで構成し監査役も出席するコンプライアンス委員会（委員長は社長）を設置し、また、全社に関するコンプライアンス推進活動を所管するコンプライアンス推進部を設置します。

- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進状況等を把握し、コンプライアンスの推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反又はそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程します。
- ・コンプライアンス推進部は、法令等の遵守を徹底するほか、取締役及び使用人が共有すべき価値観、倫理観及び遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付のうえ積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行います。
- ・法令違反等の事実又はそのおそれを早期に認識するため、社内及び社外に通報窓口等を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じます。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築します。なお、監査部と財務報告に係る内部統制所管部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図ります。

<内部監査体制>

内部監査については、監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性及びリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供並びに改善等の提言を行います。また、監査部は、内部監査計画・実績の共有や意見交換の場等を通じて、会計監査人及び取締役（独立社外取締役を含む）との連携を行います。

<適時開示体制>

金融商品取引法等の規定に基づく情報開示については、原則として、経営企画部が所管し、取締役会又は社長の承認を得て公表を行います。

<独立社外取締役のみの会合等>

独立社外取締役は、情報交換・認識共有を図るため、独立社外取締役のみの会合を行うとともに、取締役会以外の場で、その他取締役との意見交換等を行います。

<会計監査人との会合等>

会計監査人による適正な監査を担保するため、会計監査人と代表取締役及び独立社外取締役等との会合等を行います。

<その他>

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令及び情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行います。
- ・より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則及び個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の制定及び継続的な見直しを行います。
- ・危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<取締役会>

- ・取締役会は、原則毎月1回開催しますが、必要に応じて機動的に開催します。
- ・取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項の決定、取締役の職務の執行の監督を行い、また、代表取締役及び業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けます。

＜権限委譲と責任体制＞

- ・経営会議は、原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行います。
- ・社内規則に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を業務執行者に付与し、円滑な業務運営を図ります。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品及びサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っています。この機能分担は、当社の企業ミッションを遂行するうえで最適化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、適正に業務を遂行します。
- ・主要株主との取引は、社内規程に基づき、取締役会等において決定し、年間の取引実績を取締役に報告します。なお、主要株主との取引等に係る決定を行う場合には、必要に応じて、外部の有識者から見解を入手したうえ、主要株主と利害関係を有しない社外役員に意見を求める等の措置を講じます。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議します。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実が、速やかに監査役に伝わるよう、以下の体制とします。

- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できます。
 - ・監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応します。
- なお、監査役からの求めにより、取締役は毎年度末に職務執行状況に関する確認書を提出します。

- ・ 情報交換及び意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合及び他の取締役（独立社外取締役を含む）、執行役員、部門長等と面談をする機会を確保します。
- ・ 監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行います。
- ・ コンプライアンス推進部は、監査役に対して、内部通報の状況等を定期的に報告します。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことについて周知徹底します。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保すべく予算を措置します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換等を行い、連携を図ります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を周知徹底します。

社内体制としては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等との連携を図ります。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、常時閲覧可能とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況、内部通報の内容・対応等につき、コンプライアンス推進部等から報告等を行っております。
- ② 取締役会を14回開催し、重要事項の決定等を行っております。また、経営会議を41回開催し、重要事項の審議等を行っております。なお、本会議体等の場において、損失が伴うおそれのあるリスク情報とその対応の報告、検討を行っております。
- ③ 金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。なお、現時点で、会計監査人から重要な不備の指摘を受けておりません。
- ④ 監査部は、内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しているほか、社長、社外取締役、会計監査人等と定期あるいは随時に会合を行っております。
- ⑤ 監査役は、重要な会議への出席のほか、コンプライアンス推進部、監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた対応として、社員の外部研修への参加、社員を対象とした動画の配信による啓発活動や暴力団排除条項の締結状況調査を実施しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	83,980	流 動 負 債	15,868
現 金 及 び 預 金	6,458	買 掛 金	8,242
キャッシュ・マネジメント・システム預託金	9,836	一 ス 債	85
受 取 手 形	14	未 払 金	3,596
売 掛 金	29,108	未 払 費 用	746
有 価 証 券	24,957	未 払 法 人 税	1,396
商 品 及 び 製 品	6,036	前 受 り 金	43
仕 掛 品	609	預 賞 与 引 当 金	403
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,480	役 員 賞 与 引 当 金	684
前 払 費 用	617	返 品 調 整 引 当 金	52
繰 延 税 金 資 産	1,577	そ の 他	5
そ の 他	1,283	固 定 負 債	1,753
固 定 資 産	20,761	リ ー ス 債	465
有 形 固 定 資 産	5,540	退 職 給 付 引 当 金	895
建 物	2,781	資 産 除 去 債	151
構 築 物	24	そ の 他	241
機 械 及 び 装 置	976	負 債 合 計	17,622
車 両 運 搬 具	1	(純 資 産 の 部)	
工 具 , 器 具 及 び 備 品	263	株 主 資 本	86,364
土 地	680	資 本 金	5,190
リ ー ス 資 産	714	資 本 剰 余 金	6,416
建 設 仮 勘 定	97	資 本 準 備 金	6,416
無 形 固 定 資 産	817	利 益 剰 余 金	76,238
借 地 権	69	利 益 準 備 金	1,297
ソ フ ト ウ エ ア	708	そ の 他 利 益 剰 余 金	74,940
そ の 他	39	別 途 積 立 金	56,130
投 資 そ の 他 の 資 産	14,403	繰 越 利 益 剰 余 金	18,810
投 資 有 価 証 券	7,478	自 己 株 式	△ 1,480
長 期 前 払 費 用	5,748	評 価 ・ 換 算 差 額 等	745
繰 延 税 金 資 産	505	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	745
そ の 他	671	新 株 予 約 権	9
資 産 合 計	104,741	純 資 産 合 計	87,119
		負 債 純 資 産 合 計	104,741

損 益 計 算 書

(平成29年 1 月 1 日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		64,135
売 上 原 価		31,293
売 上 総 利 益		32,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,559
営 業 利 益		6,281
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
有 価 証 券 利 息	22	
受 取 配 当 金	20	
そ の 他	85	133
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
為 替 差 損	9	
そ の 他	1	12
経 常 利 益		6,403
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	29	29
税 引 前 当 期 純 利 益		6,373
法 人 税 , 住 民 税 及 び 事 業 税	1,822	
法 人 税 等 調 整 額	△ 167	1,655
当 期 純 利 益		4,718

株主資本等変動計算書

(平成29年 1 月 1 日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	5,190	6,416	6,416	1,297	56,130	15,438	72,866
当期変動額							
剰余金の配当						△ 1,346	△ 1,346
当期純利益						4,718	4,718
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,372	3,372
当期末残高	5,190	6,416	6,416	1,297	56,130	18,810	76,238

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,478	82,993	558	558	4	83,556
当期変動額						
剰余金の配当		△ 1,346				△ 1,346
当期純利益		4,718				4,718
自己株式の取得	△ 1	△ 1				△ 1
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			186	186	5	192
当期変動額合計	△ 1	3,370	186	186	5	3,562
当期末残高	△ 1,480	86,364	745	745	9	87,119

個 別 注 記 表

(平成29年 1 月 1 日から)
(平成29年12月31日まで)

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

機械及び装置 8 年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(4) 返品調整引当金

事業年度末日後に予想される返品による損失に備えて、製品・商品の返品見込額に対する売買利益相当額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	10,817百万円
短期金銭債務	4,227百万円
長期金銭債務	120百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 19,544百万円

3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業株式会社への資金の預託です。

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	647百万円
仕入高	12,922百万円
販売費及び一般管理費	38百万円
営業取引以外の取引高	106百万円

2. 研究開発費の総額 4,608百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	—	—	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	751	0	—	751

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	673	24.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日
平成29年7月27日 取締役会	普通株式	673	24.00	平成29年6月30日	平成29年9月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年3月28日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	673	24.00	平成29年12月31日	平成30年3月29日

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究開発費	1,006百万円
繰延資産償却超過額	353百万円
退職給付引当金	274百万円
賞与引当金	211百万円
未払事業税等	100百万円
減価償却超過額	99百万円
その他	389百万円
繰延税金資産小計	2,434百万円
評価性引当額	△ 21百万円
繰延税金資産合計	2,412百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 324百万円
その他	△ 5百万円
繰延税金負債合計	△ 329百万円
繰延税金資産の純額	2,083百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.0%
住民税均等割	1.1%
法人税額の特別控除額	△ 6.8%
その他	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.0%

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照下さい。)

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,458	6,458	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	9,836	9,836	—
(3) 売掛金	29,108	29,108	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	32,326	32,326	—
資 産 計	77,729	77,729	—
(1) 買掛金	8,242	8,242	—
(2) 未払金	3,596	3,596	—
(3) 未払法人税等	1,396	1,396	—
負 債 計	13,236	13,236	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

《資 産》

(1) 現金及び預金, (2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金, 並びに (3) 売掛金

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について, 株式は取引所の価格によっており, 債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また, 預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託, コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金は短期で決済されるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

その他有価証券において, 種類ごとの取得原価又は償却原価, 貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位: 百万円)

区 分	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	357	1,433	1,075
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	2,500	2,505	4
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	2,858	3,939	1,080
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	9,298	9,287	△ 11
	③ その他	6,999	6,999	—
	(3) その他	12,100	12,100	—
	小 計	28,398	28,387	△ 11
合 計		31,256	32,326	1,069

《負 債》

(1) 買掛金, (2) 未払金, 並びに (3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため, 時価は帳簿価額と近似していることから, 当該帳簿価額によっております。

《デリバティブ取引》

期末残高がないため, 該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(4) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	6,457	—	—	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	9,836	—	—	—
(3) 売掛金	29,108	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	24,957	2,647	3,287	—

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本たばこ産業(株)	被所有 直接 54.9%	医薬品の仕入 金銭の貸借等	医薬品の仕入	12,922	買掛金	3,813
				資金の預託	—	キャッシュ・マネージメント・システム預託金	9,836

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。なお、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	3,105円68銭
1 株当たり当期純利益	168円22銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	168円22銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月5日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 克彦	㊞
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	男澤江利子	㊞
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月9日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役	八ツ本泰之	㊞
常勤監査役	古谷 幸友	㊞
社外監査役	福岡 敏夫	㊞
社外監査役	出雲 栄一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

上記基本方針の下、経営体質の強化や将来の事業展開等を目的とした中長期的な視野に立った投資等に備えることも勘案したうえで、第126期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金24円 総額673,161,528円
なお、これにより、中間配当の金24円を含めた当期の年間配当は、1 株につき金48円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月29日

第2号議案

取締役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役掛江敦之、會澤恒の2氏は任期満了となります。
つきましては、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番 号

1

かけえあつゆき
掛江敦之

再任

■ 生年月日

昭和38年11月5日

■ 所有する当社株式の数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年 4 月 日本たばこ産業株式会社入社
平成18年10月 同社医薬事業部 開発企画部長
平成24年 4 月 同社医薬事業部 臨床開発部長
平成27年 1 月 同社医薬事業部事業企画部 調査役
平成27年 1 月 当社開発グループ副グループリーダー
平成27年 3 月 執行役員 開発グループリーダー
平成27年 4 月 執行役員 開発グループリーダー兼
ビジネスディベロップメント部長
平成28年 1 月 執行役員 開発グループリーダー兼
ビジネスディベロップメント部長兼
メディカルアフェアーズ部長
平成28年 3 月 取締役 開発グループリーダー兼
ビジネスディベロップメント部長兼
メディカルアフェアーズ部長
平成30年 1 月 取締役 開発グループリーダー兼
ビジネスディベロップメント部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社及び当社親会社の医薬事業部門における豊富な業務経験を通じて、研究開発分野及び事業開発分野に関する高い見識を有しております。また、これまで当社執行役員及び当社取締役として会社経営に参画・従事しております。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ふくおかとしお
福岡敏夫

新任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

昭和29年4月8日

■ 所有する当社株式の数

500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月	東京国税局 採用
平成27年7月	川崎北税務署長 退官
平成27年8月	税理士登録、福岡敏夫税理士事務所設立 代表（現任）
平成28年3月	当社社外監査役（現任）
平成28年6月	富士古河E&C株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、国税職員及び税理士として経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外取締役として経営の監督を行っていただけるものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 掛江敦之氏は、平成27年3月25日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。過去5年間の親会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 福岡敏夫氏は、社外取締役候補者であります。
- 同氏は、平成28年3月24日から当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、本定時株主総会の終結の時をもって当社監査役を辞任いたします。
- 同氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。
- また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役福岡敏夫氏は辞任いたします。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

まつ むら たか はる
松 村 卓 治

新任

社外監査役

独立役員

■ 生年月日

昭和45年3月11日

■ 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成12年10月	弁護士登録（東京弁護士会）
平成14年6月	新東京法律事務所（事務所統合により、後にビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））入所
平成22年4月	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）パートナー
平成27年4月	事務所統合により、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー（現任）
平成27年6月	株式会社JPホールディングス社外取締役（現任）
平成29年4月	株式会社プロポリスグループ社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識を有しております。この経験や知識等を活かし、社外監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 松村卓治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松村卓治氏は、社外監査役候補者であります。
なお、同氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。
また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

くまの ひさし
熊 野 尚

補欠社外監査役

独立役員

■ 生年月日

昭和29年8月14日

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 仙台国税局 採用
平成17年7月 東京国税局調査第一部国際調査課国際専門官
平成27年7月 麻布税務署 特別国税調査官 退官
平成27年8月 税理士登録、熊野尚税理士事務所設立 代表（現任）

■ 所有する当社株式の数

0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

直接会社経営に関与したことはありませんが、国税職員及び税理士として経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有しております。これらの経験や知識等を活かし、社外監査役として当社の監査を行っていただけるものと判断し、新たに補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 熊野尚氏は、熊野尚税理士事務所の代表であり、同事務所は当社と顧問契約を締結しております。
2. 熊野尚氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、同氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。
また、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月21日開催の第115回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、また、当該金銭報酬とは別枠で、平成28年3月24日開催の第124回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する報酬等として年額10百万円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、上記のいずれの報酬枠とも別枠で、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、本制度の導入に伴い、すでに付与済みのものを除き、上記ストック・オプションの報酬制度を廃止することとし、今後、取締役に對するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額66百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、上記のとおり、社外取締役は対象取締役に含まれないため、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される報酬としての金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年33,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時等の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位（使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位の場合、非常勤を除く。）を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、定年又は死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位（使用人、顧問、相談役若しくはこれらに準ずる地位の場合、非常勤を除く。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、定年又は死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該承認がなされた日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上

第126回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

トリイ日本橋ビル

当社本社 10階会議室

電話：(03) 3231-6811(代表)

交通のご案内

- JR総武線快速「新日本橋」駅
6番出口より徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A10出口より徒歩2分
- JR山手線・京浜東北線・中央線快速「神田」駅
東口より徒歩7分

※本総会用の駐車場はございませんので
お車でのご来場はご遠慮願います。



鳥居薬品株式会社

